

令和8年3月24日  
第252回都市計画審議会

## 都市計画公園の追加について（富士見台一丁目公園）

### 1 概要

富士見台一丁目の生産緑地約0.47haの区域について、レクリエーション機能の充実および豊かな景観の形成を図るため、つぎのとおり都市計画公園に追加する。

### 2 これまでの経過および今後の予定

令和7年12月19日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
12月22日～令和8年1月19日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付 (意見書の提出4通)
令和8年1月7日	都市計画原案の説明会
2月19日	東京都知事協議完了
2月27日～3月13日	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
3月24日	練馬区都市計画審議会へ付議
3月	都市計画変更・告示

### 3 議案

議案第540号 東京都市計画公園の変更（練馬区決定）  
〔練馬第2・2・150号 富士見台一丁目公園の追加〕

(1) 都市計画の案の理由書	P 2
(2) 計画書	P 3
(3) 位置図	P 4
(4) 計画図	P 5

### 4 添付資料

(1) 東京都市計画公園練馬第2・2・150号富士見台一丁目公園の都市計画の原案に関する意見書の要旨および区の見解（参考資料①）	P 6～7
(2) 現況写真（参考資料②）	P 8



## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画公園 練馬第2・2・150号 富士見台一丁目公園

### 2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある富士見台一丁目を含む第3地域は、生産緑地や憩いの森などの民有地のみどりは残っているものの、地域全体の緑被率は減少しているため、今後も公園の整備等を推進するとともに、公共のみどりと、住宅地など民有地のみどりの保全と創出を課題としている。

練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）（令和6年3月）では、暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくりを進めることとしている。

また、本計画地は、東京都都市計画防災街区整備方針において防災再開発促進地区に位置付けられているほか、区の地方版総合戦略である第3次みどりの風吹くまちビジョン（令和6年3月）において、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域として、防災まちづくり推進地区（富士見台駅南側地区）に指定し、建築物の耐震化・不燃化等を促進するとともに、オープンスペースの確保など、防災性の向上に取り組んでいる。

本計画地は、住宅地内に位置する約0.47ヘクタールの生産緑地で平坦なオープンスペースであり、公園として整備することにより地域住民の利便性や居住環境および防災性の向上等に寄与する。

こうしたことから、当該地域におけるレクリエーション機能の充実および豊かな景観形成ならびに防災性の向上を図るため、本計画地約0.47ヘクタールを都市計画公園に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定)(案)

東京都市計画公園に練馬第2・2・150号富士見台一丁目公園をつぎのように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	練馬第2・2・150号	富士見台一丁目公園	練馬区富士見台一丁目地内	約0.47ha	園路、広場等

「区域は計画図表示のとおり」

3

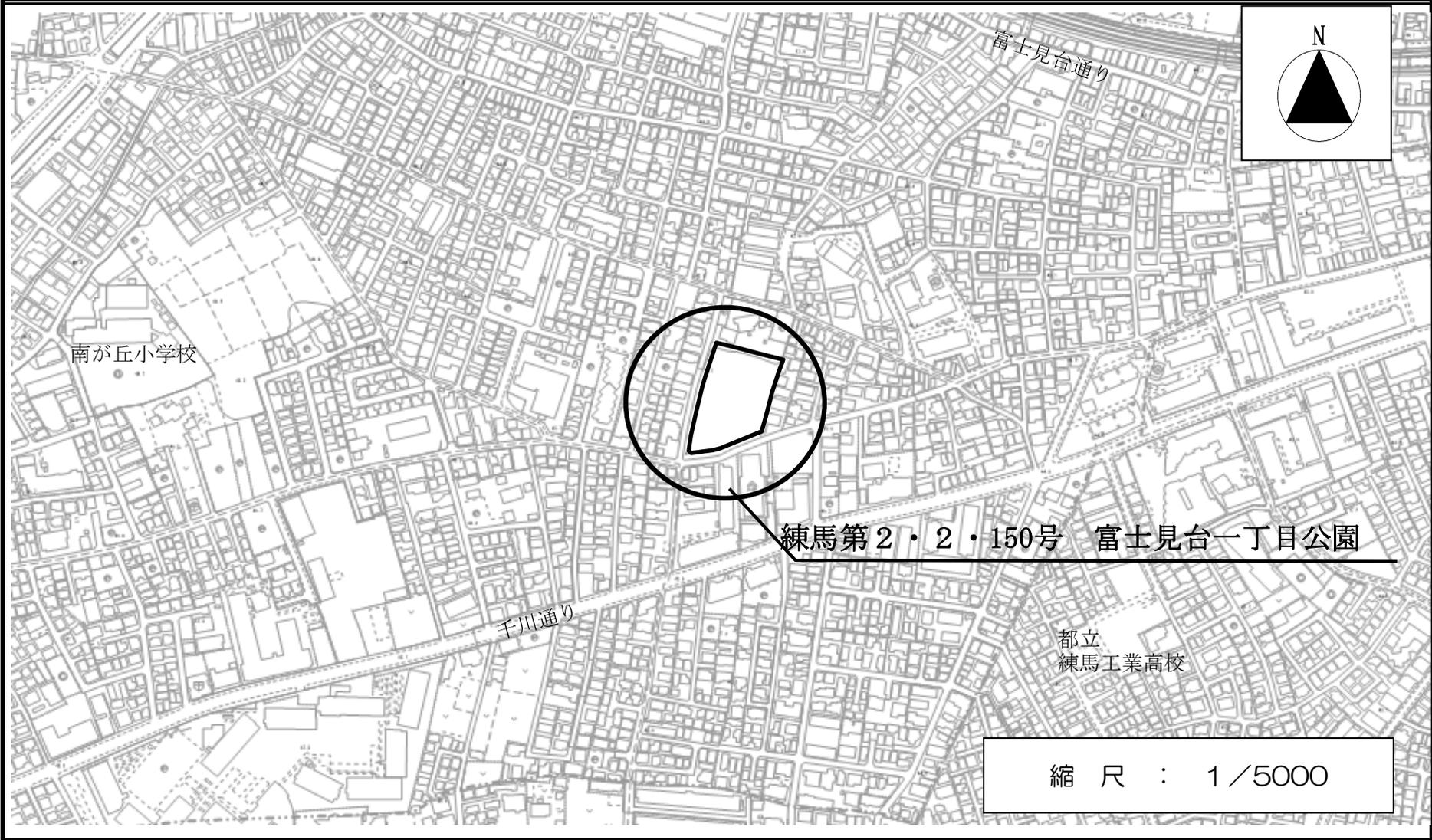
理由

公園の配置について検討した結果、レクリエーション機能の充実およびみどり豊かな景観の形成を図るため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	練馬第2・2・150号	富士見台一丁目公園	練馬区富士見台一丁目地内	約0.47ha	追加

東京都計画公園 練馬第2・2・150号 富士見台一丁目公園 位置図【案】 [練馬区決定]

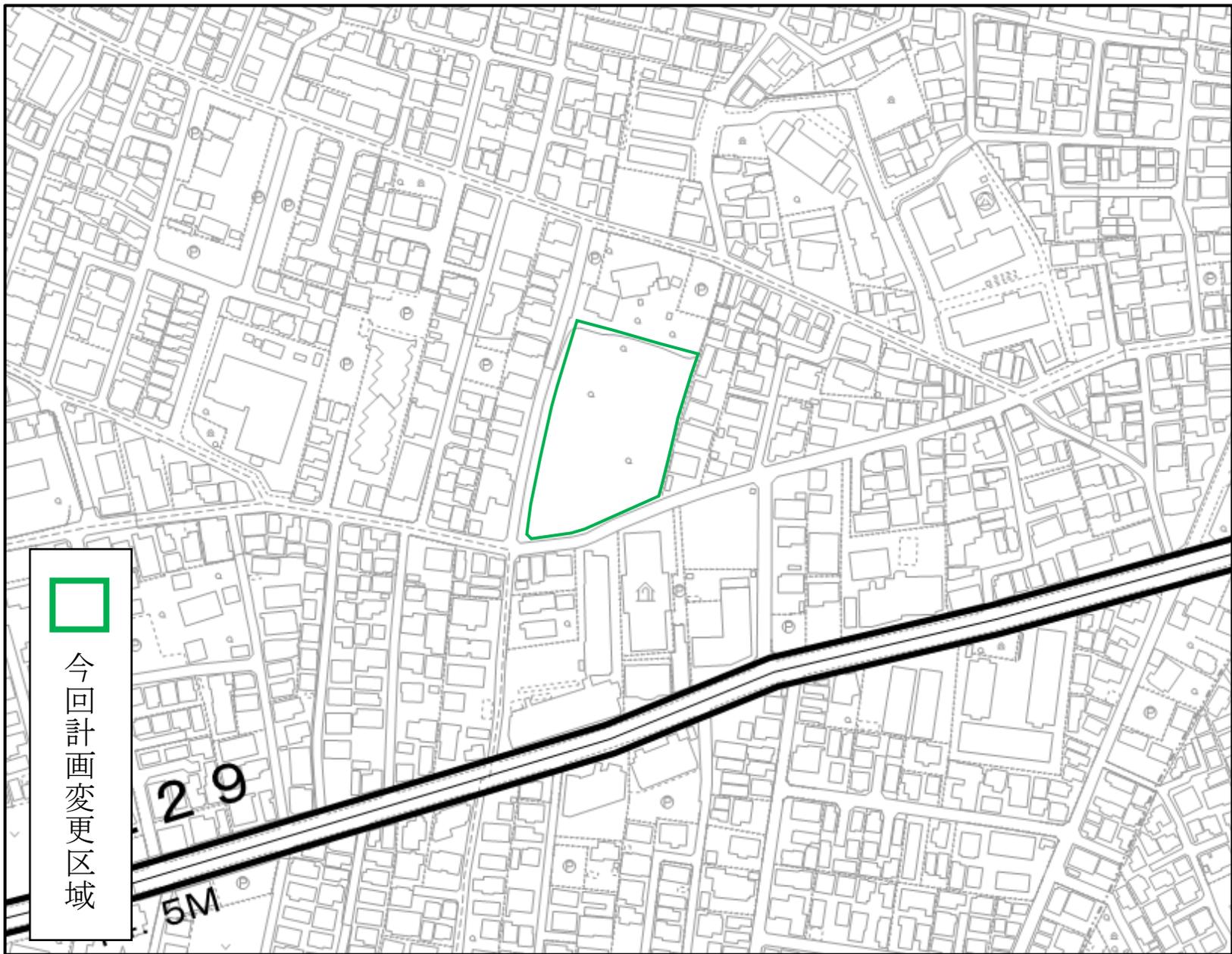
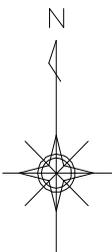


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

# 東京都市計画公園計画図(案)

練馬第二・二・百五十号 富士見台一丁目公園

縮尺二千五百分の一



今回計画変更区域

この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号:7 都市基交測第 43 号)して作成したものである。  
無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。  
(承認番号) 7 都市基街都第 100 号、令和 7 年 6 月 11 日

東京都市計画公園練馬第2・2・150号富士見台一丁目公園の都市計画の原案に関する意見書の要旨および区の見解について

東京都市計画公園練馬第2・2・150号富士見台一丁目公園の原案については、下記の日程で原案の縦覧および意見書の受付を行い、意見書が提出されました。

提出された意見書の要旨とそれに対する区の見解は、以下のとおりです。

○ 原案縦覧等

- ・原案縦覧期間 : 令和7年12月22日から令和8年1月19日まで
- ・意見書受付期間 : 同上
- ・意見書提出数 : 4通(4名)

	意見書の要旨	区の見解
1	整備内容について	
	(1)子どものボール遊び等ができる公園にしてほしい。インクルーシブなスペースもほしい。	公園の整備にあたっては、計画検討の段階から様々な機会を設けて、地域の皆様からご意見を伺い、皆様に親しまれる公園となるよう取り組んでいきます。 なお、今回いただいたご意見についても、整備の検討の際に、参考にさせていただきます。
	(2)公園内には洋式トイレとベンチを設置してほしい。	
	(3)災害時の一時避難スペースとして活用できるようにしてほしい。	
	(4)公園計画地南西角の交差点付近で過去に複数回交通事故が起きている。事故防止のため、交差点の見晴らし確保を考慮した整備してほしい。	公園の整備にあたっては、公園を利用される方のみならず通行される方の安全・安心に配慮した施設配置など、今後ご意見を伺い整備内容を検討します。
	(5)隣接住宅との境界にはフェンスや一定の空間を設けてほしい。	隣地境界に設置するフェンスや境界周辺の空間の計画については、設計を進める際、個別にご意見をお伺いしながら検討する予定です。
	(6)富士見台一・二丁目には集会施設がないため、地域のレクリエーション機能の充実の一環として設置してほしい。	都市公園内に建築物を設置する場合、公園敷地の2%以内に留めるなどの制限もあり、公園内に集会施設を設置する予定はありません。 集会機能を担う地域施設は、公共施設等総合管理計画において、「改修や改築

	意見書の要旨	区の見解
		<p>等の機会をとらえて徐々に転換し、長期的に、新たな地域施設として概ね中学校区に1か所程度再配置することを目指す」としてしています。当該地区内には既に南田中地域集会所があることから、現時点で集会施設を設置する考えはありませんが、今回頂いた要望を庁内関係部署と共有します。</p>
2	<p>周辺道路について</p> <p>(1)公園計画地西側の道路を大幅に拡幅する計画があることについて、住宅の立ち退きが必要か、公園以外の部分はどうなるのか不明で不安である。明確にしてほしい。</p> <p>(2)公園計画地西側の区道は、千川通りへの抜け道となっているが、公園計画地部分で1m狭くなり、車両と自転車のすれ違いで危険な状況である。公園整備の際には計画地北側と同じ幅員(現況5m)まで車道を拡幅してほしい。</p>	<p>公園西側の一般区道11-215号線については、都市計画道路を補完し、地区交通の主要な動線となる「生活幹線道路」(昭和63年決定)に位置付けられており、将来は幅員12m以上に拡幅される予定です。事業化の際には拡幅する道路用地の取得についてご協力をお願いすることとなりますが、現時点において当該路線の事業化の時期は未定です。</p> <p>公園整備の際には、練馬区まちづくり条例の主旨を踏まえて、計画区域に接する道路は道路中心線から3mの位置まで拡幅し、今よりも安全な車両・歩行者の通行を確保します。</p>
3	<p>公園名称について</p> <p>(1)公園名称には区の木や花の名前を入れると親しみが持てるのでは。名称は公募すると良い。</p>	<p>公園名称は整備計画の進捗に合わせて地域の皆さんから公募を行い、名称案等を検討していきます。</p>
4	<p>今後の予定について</p> <p>(1)公聴会以後の計画実施の時期や期間を公表してほしい。</p>	<p>令和8年度から基本計画の検討を進める予定です。その中でスケジュールをお示ししていきます。</p>

東京都市計画公園 練馬第2・2・150号 富士見台一丁目公園 現況写真



議案第540号

参考資料